

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

令和元年7月11日  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部  
障害福祉課

厚生労働省では、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）等の一部を改正し、令和2年4月1日から適用することを予定しています。

つきましては、別添の内容について、下記のとおり御意見を募集しますので、御意見がございましたら、下記の要領で御提出ください。

記

1 御意見の募集対象

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（案）の概要

2 御意見の募集期間

令和元年7月11日（木）から令和元年8月9日（金）まで（必着）

3 御意見の御提出方法

次のいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 宛て

\* 意見書（別紙様式）に御記入の上御提出ください。

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3591-8914

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 宛て

\* 意見書（別紙様式）に御記入の上御提出ください。

#### 4 御意見の提出上の注意

お電話による御意見は受け付けていません。また、御意見は日本語に限ります。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用させていただきます。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。また、頂いた御意見は、住所（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地）、電話番号、電子メールアドレスを除き公開する可能性がありますので、あらかじめその旨御了承願います。（公表の際に匿名を希望される場合は、御意見提出の際、その旨お書き添えいただきますよう、お願いします。）

# 意見書

令和 年 月 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 宛て

郵便番号：〒 \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

電子メールアドレス： \_\_\_\_\_

指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（案）の概要に関して意見を提出します。

（以下に意見を記載してください。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。）